

## 2-1 自動車NOx・PM法の概要

大都市地域における窒素酸化物や粒子状物質による大気汚染は深刻な状況が続いていたことから、自動車交通に起因する窒素酸化物及び粒子状物質の削減を図るための施策を講じることが強く求められました。このため、より窒素酸化物や粒子状物質の排出の少ない車を使用するよう「車種規制」という規制や事業者への指導等を盛り込んだ自動車NOx・PM法が平成13年6月に成立しました。図1により法に基づく対策地域、図2により自動車NOx・PM法の体系図を示します。

自動車NOx・PM法に基づく車種規制については、トラック、バス、ディーゼル乗用車等を対象にした車種規制が平成14年10月1日から施行されました。この規制により、窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準（指定自動車排出基準）を満たしていない自動車は、猶予期間経過後、対策地域内で登録できません。指定自動車排出基準を表1に、使用過程車に対する猶予期間を表2に示します。

自動車NOx・PM法に基づく事業者指導については、対策地域内に使用の本拠の位置を有する自動車（普通貨物自動車、小型貨物自動車、大型バス、マイクロバス、乗用車、特種自動車）を30台以上使用する事業者に対して自動車使用管理計画の提出等が義務付けられました。

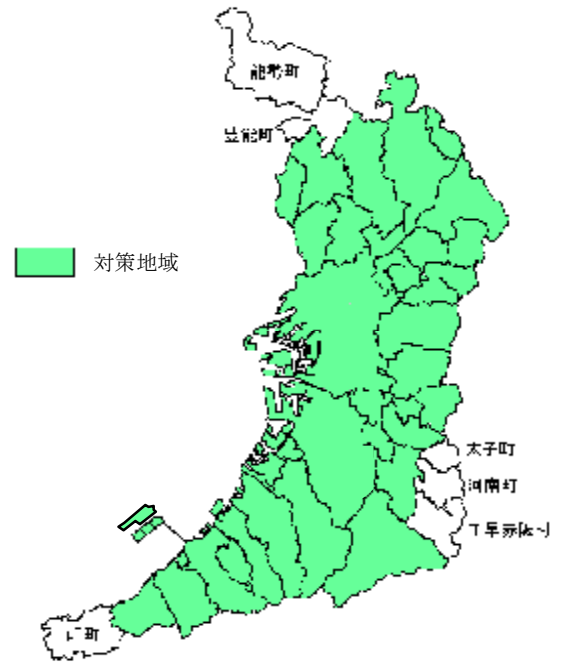


図1 大阪府域の対策地域

大阪府では、自動車NOx・PM法に基づき、平成22年度までに環境基準を達成することを目標とする「自動車NOx・PM総量削減計画」を平成15年7月に策定しました（2-2 大阪府自動車NOx・PM総量削減計画の概要を参照）。本計画については、関係者の連携・協力のもと計画どおりの削減が進み、平成22年度は二酸化窒素、浮遊粒子状物質ともに全監視測定局で環境基準を達成しました。しかしながら、平成21年度は自動車排出ガス測定局2局で環境基準が非達成になるなど、環境基準の継続的・安定的な達成を図るには、引き続き総合的に自動車環境対策を推進することが必要とされています。

このような状況の中、平成23年3月に自動車NOx・PM総量削減基本方針の変更が閣議決定され、平成27年度までにすべての監視測定局で環境基準を達成するよう最善を尽くし、さらに平成32年度までに対策地域全体において環境基準を達成することを目標に取り組むこととされました。大阪府においても、基本方針に基づき新しい総量削減計画をとりまとめることとしています。

**窒素酸化物対策地域、粒子状物質対策地域の選定(第6条、第8条 政令で選定)**  
 (選定要件)  
 ・自動車交通の集中している地域  
 ・大気汚染防止法等の既存の対策のみでは環境基準の確保が困難な地域



**総量削減のための枠組みの設定(第6条～第10条)**

**窒素酸化物総量削減基本方針、粒子状物質総量削減基本方針**  
 (第6条、第8条 環境大臣が案を作成し、閣議決定)  
 (施策の大枠)  
 ①総量削減に関する目標  
 ②総量削減計画の策定、重点対策地区の指定、事業者の判断の基準となるべき事項の策定、その他の総量削減のための施策に関する基本的事項  
 ③その他総量削減に関する重要な事項

**窒素酸化物総量削減計画、粒子状物質総量削減計画(第7条、第9条 知事が策定)**  
 (実施すべき施策に関する計画)  
 ①削減目標量  
 ②計画の達成の期間及び方途



**総量削減のための具体的対策の実施**

**窒素酸化物排出基準、粒子状物質排出基準の適用[車種規制](第12条～第14条)**  
 ○対策地域内に使用の本拠の位置を有する自動車で、窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しないものは、使用できない。  
 ○使用過程車には、適用猶予期間が設定されている。  
 ○車種規制は、道路運送車両法により担保されている。

**窒素酸化物重点対策地区、粒子状物質重点対策地区に関する措置(第15条～第30条)**  
 ○知事は重点対策計画を策定し、局地汚染対策を重点的に実施。  
 ○重点対策地区内に新たな交通需要を生じさせる建物を新設する者に対し、排出量の抑制のための配慮事項等の届出を義務付け。

**事業者に対する措置の実施(第31条～第43条、第49条～第51条)**

事業者の判断の基準となるべき事項(事業所管大臣が策定)

↓

都道府県知事  
(自動車運送事業者等については国土交通大臣)

↓ 指導、助言      ↑ 自動車使用管理計画の

事業者

※取組が著しく不十分な事業者に対し、勧告及び命令をすることができる。

○指定地区・周辺地域の指定  
 ○周辺地域内自動車に関する措置  
 対策地域周辺から重点対策地区のうちの指定地区へ運行する自動車を使用する一定の事業者に、窒素酸化物等の排出の抑制に関する計画作成・提出や定期報告を義務付け。

図2 自動車NOx・PM法の体系

表1 指定自動車排出基準

窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）排出基準

重量区分等		自動車NO <sub>x</sub> ・PM法	
		排出基準（許容限度）	適用時期
ディーゼル乗用車		S53年規制ガソリン車並 (0.48 g/km)	H14.10.1
貨物・バス	1.7 t 以下	S63年規制ガソリン車並 (0.48 g/km)	
	1.7 t 超～2.5 t	6年規制ガソリン車並 (0.63 g/km)	
	2.5 t 超～3.5 t	7年規制ガソリン車並 (5.9 g/kWh)	
	3.5 t 超～12 t	10年規制ディーゼル車並 (5.9 g/kWh)	
12 t 超		11年規制ディーゼル車並 (5.9 g/kWh)	

粒子状物質（PM）排出基準

重量区分等		自動車NO <sub>x</sub> ・PM法	
		排出基準	適用時期
ディーゼル乗用車		14年規制ディーゼル車の 2分の1の値 (0.055 g/km) ※	H14.10.1
貨物・バス	1.7 t 以下	15年規制ディーゼル車の 2分の1の値 (0.06 g/km)	
	1.7 t 超～2.5 t	15年規制ディーゼル車の 2分の1の値 (0.175 g/kWh)	
	2.5 t 超～3.5 t	10年規制ディーゼル車並 (0.49 g/kWh)	
	3.5 t 超～12 t	11年規制ディーゼル車並 (0.49 g/kWh)	
12 t 超			

表2 使用過程車に対する猶予期間

車種	貨物自動車		バス		ディーゼル乗用車	特種自動車
	普通	小型	大型	マイクロ		
猶予期間 (初度登録からの年数)	9	8	12	10	9	10

※特種自動車のうち、構造及び使用の実態が特殊なものについては、別途定められる。